

## 2. 個別の事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	公益目的事業比率
公1	相談、研修、部会等の各種事業により助成財団等の支援及び能力開発を行う事業	24.73 %

#### 〔1〕事業の概要について(注1)

(事業の内容)

助成事業・表彰事業・奨学金支給事業を行なう財団法人等の団体(以下、「助成財団等」という。)を次の事業で支援及び能力開発を行なう。

##### (1) 相談事業

助成を受けたいと考えている一般の人々及び助成財団等の関係者を対象に、助成一般(助成希望相談、財団運営・事業内容等全般)・財団設立・新制度移行の3種の相談を面談、文書、電話及びメール等により無料で実施している。財団設立・新制度移行の個別相談は専門職員が面談(各毎週1回)により対応、新制度移行の個別相談数は100団体を超過している。一般相談は当センター職員が担当し日々諸々の相談に応じている。

##### (2) 研修・セミナー事業

助成財団等の関係者を対象に、人材育成や財団活動の充実を目指した研修会・セミナーを年間6～8回開催している。テーマは、新任職員研修、財団運営、会計・総務、新制度対応等に関して幅広く取上げている。参加者は1回当たり50～150名である。また、他団体からの要請を受けて講師を派遣することも年に数回ある。講師は原則当センターの役職員であるが、会計、労務等に関しては外部の公認会計士、社会保険労務士等に依頼している。

##### (3) 部会事業

助成財団等の関係者を対象に、一般的な集合研修やセミナーでは不十分な助成分野ごとの共通テーマを中心に研究・議論を行なう場として部会を開催している。主たる目的は、各助成財団のプログラムの質的向上を目指しており、現在は教育部会、福祉部会、環境部会、国内奨学部会がそれぞれ年4回程度の研究活動を行なっている。必要に応じて外部講師を招いての意見交換会や助成金の受け手との意見交換等を実施し、分野を取り巻く環境変化や社会ニーズの動向、助成金の受け手ニーズの把握にも努め、各財団等の助成プログラムの改定等に反映していく。

##### (4) 助成に関する調整事業

個別の助成財団だけでは対応しきれないような、社会の発展や変革に重要また意義のある事業等について、複数の助成財団等が共同して助成することへの調整(部会活動等の場)やそのテーマ開拓を行ない、大きな社会ニーズに応える新たな助成手法、助成活動の実現を目指す事業として実施している。

1つの例としては、国連障害者権利条約制定に向けて、日本国代表団〔団長は外務省、他関係省庁で結成〕が国連の条約起草アドホック委員会へ参加するにあたり、障害種別横断で新たに組織された障害者団体「日本障害フォーラム(Japan Disability Forum: JDF)」が外務省に同行してアドホック委員会へ出席し、障害者権利条約の起草に協力した。その際、JDFからの参加者と同行する、同時通訳者の費用に関して日本の5つの助成財団が共同して3年間助成を行なった。この助成の実施にあたり、障害者権利条約の制定が今後の日本の高齢化社会において、障害者のみならず国民全体にとって重要との趣旨に賛同した5つの助

成財団がJDFとそれぞれ個別に交渉する無駄を省き、より効果的な助成の実現を目指して、当センターはJDFと5助成財団との間に入り、両者への窓口となって助成条件の交渉や経過報告会の実施等についての調整を行ない、これまでほとんど例のなかった共同助成が実現した。また、国連総会で条約が承認された後は、日本国の条約批准に向けて障害者団体JDFが展開している日本国内での啓発・情宣活動への支援を3つの助成財団が共同して複数年の助成を継続しているが、その調整窓口業務も行なっている。

**(5) 関連団体とのネットワークの構築・連携事業**

市民活動団体や支援団体、関連団体、学会等が主催する会議や行事に積極的に参加し、意見交換を通して助成財団等の活動を紹介し、また社会ニーズの動向や助成活動の向上につながる情報を収集し、助成財団等にフィードバックをすることで助成活動の質的向上を図っている。

**(6) ホームページサービス事業**

インターネットによる助成財団等の情報公開の重要性に鑑み、それを促進するために個別財団のホームページの開設、データ更新の支援を行なっている。当センターが保有するデータベースの中から、当該団体の過去の助成決定情報等をホームページに転用することでコンテンツの作成にデータベースを活用し、当該団体のホームページで公開するサービスが特徴となっている。本事業は開設時のページ作成及びサーバ管理は、当該分野の専門企業に委託し質の確保を図っている。

**(事業実施のための財源)**

対価を得る事業は(2)研修・セミナー事業、(3)部会事業、(6)ホームページサービス事業であるが、営利法人等が設定する同種料金に比べはるかに低廉な価格設定となっている(講師派遣の場合も同様に低廉)。(3)部会事業は原則無料であるが、外部講師を招聘した場合等に必要な経費を徴収することがある。(2)(3)(6)いずれも事業収入だけでは事業費を賄えないので、対価を得ない(1)(4)(5)事業を含め不足する残額は受取会費・基本財産運用収益から充当している。

**〔2〕事業の公益性について**

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条第1項
<b>事業の種類 (別表の号)</b>	<b>(本事業が、左欄に記入した事業の種類に該当すると考える理由を記入して下さい。)</b>	
14	本事業は、助成財団等の健全なる育成及び発展を支援するもので、助成財団等に携わる者や財団設立を希望する者を始めとしたさまざまな者を対象とする相談、研修・セミナー、部会等の事業を通して財団活動の質の向上、活性化を図ることは、事業の種類別表14号後段の「その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。	
<b>(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記入してください(注2)。)</b>		
<b>チェックポイント事業区分</b>	<b>チェックポイントに該当する旨の説明</b>	
<b>(5) 相談・助言</b>	<b>(1) 相談事業について</b>	
区分ごとのチェックポイント 1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。	1. 「1. 助成一般」「2. 財団設立」「3. 新制度移行」の3種の区分で助成財団等からの相談に応じ適切な助言をするもの。事業を通して助成財団等関係者の能力の開発・向上により社会ニーズに合った助成事業を展開し、不特定多数の者の利益増進へ寄与することを目的とするものであり、このことは定款に記載し明らかにしている。 2. 「1. 助成一般」は助成情報を探している者及び助成財団等の関係者、「2. 財団設立」は新たに助成財団設立を検討している又は志す者、「3. 新制度移行」は移行申請を準備している助成	

<p>3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>財団等の関係者を対象としている。          実施案内はホームページ・FAX・広報誌・メールマガジン等用いて周知し誰でも利用できることから、利用機会は広く一般に開かれている。          3. 相談員には、「1.助成一般」は助成業務全般に精通した当センターの役職員、「2.財団設立」は財団設立に携わった経験を有する助成財団役員OB、「3.新制度移行」は制度改革に深く関わった有識者である助成財団役員を配置し対応している。</p>	
	<p>その他説明事項</p>	<p>相談事業はすべて無料で実施している。</p>
<p><b>(3)講座、セミナー、育成</b></p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。          (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保する為、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。          (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p><b>(2)研修・セミナー事業</b></p> <p>1. 助成財団等の関係者を対象に人材育成、専門知識の取得及び財団活動の充実を目指して年間6～8回開催するもので、テーマは新任職員研修、財団運営、会計・総務、新制度対応等幅広く取上げている。助成活動の質的向上により民間公益活動の発展に寄与することを目的としており、不特定多数の者の利益の増進に寄与する。このことは定款に記載し明らかにしている。</p> <p>2. 助成財団等の関係者や関心のある一般の全ての者を対象としており、開催案内はホームページ・FAX・広報誌・メールマガジン等用いて周知し誰でも受講できることから、利用機会は広く一般に開かれている。</p> <p>3. 講師は当センターの役職員及び各テーマに沿った専門家・有識者(例えば公認会計士、社会保険労務士、マスコミ関係者等)に依頼している。</p> <p>4. 外部専門家に依頼した場合も一般相場より低い謝金でお願いしているほか、一般有識者については極めて低い謝金であり、ボランティア的に協力してもらい無償の場合もある。          (公認会計士等の専門職の場合、資料原稿を含め半日5万円、一日10万円を上限としている。)</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>その他説明事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 他団体の開催する研修会等に依頼を受けて講師として役職員を派遣することもある。</li> <li>- 営利企業等の同種事業に比べ廉価な参加費で開催している。</li> </ul>
<p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣</p>	<p><b>(3)部会事業について</b></p> <p>1. 前記(2)研修・セミナー事業だけでは補えない個別の課題等に対処するため、助成分野ごと(例えば、福祉分野、環境分野等)に助成財団等の役職員が参加し、固有の深化した研究・議論・情報収集を行ない、各助成財団等の助成事業の質的向上を図ることで民間公益活動の発展及び不特定多数の者の利益増進に寄与することを目的としている。</p> <p>2. ア.本事業により、参加者間の情報交換や分野ごとの新た</p>	

<p>旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>な社会ニーズの動向の把握及び助成財団等関係者の能力開発、スキルアップにより助成活動の質が向上することにより、助成事業を通して関わる不特定多数の者の利益の増進に寄与し一般の受益に繋がる。</p> <p>イ．各分野の助成事業に精通した者による講演や当該分野の有識者を講師として招き、社会や制度の動向につき意見交換を実施、また必要に応じて一般の受益者の意見を聴取する等事業のレベル向上に努めている。</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(4) 助成に関する調整事業</p> <p>1. 個別の助成財団だけでは対応し切れないような、社会の発展や変革に重要な意義のある事業や新しい助成ニーズ等について、複数の助成財団等が共同して助成する新たな助成手法の可能性を模索・調整し、助成事業の幅を広げる支援を行なうものである。これまで対応し切れなかった大型事業等の助成ニーズに応えることで民間公益活動の発展に寄与し、不特定多数の者の利益の増進に寄与する。</p> <p>2. ア．社会的にインパクトのある有意義な事業やプロジェクトに対する本助成事業を通しての成果により、受益の機会は一般に開かれている。</p> <p>イ．本事業の実施にあたっては、当該事業やプロジェクト分野の専門家や有識者を招いて意見を聴取するなど事業の質の確保に留意している。</p> <p>ウ．前記イ．と合せ、共同助成に参加する個々の財団において、当該案件の社会的意義やその効果、財団の目的との合目的性等を十分検討し、各助成財団の選考委員会等で所定の手続きを経た上で実施するものであり、事業の公正性は確保されている。</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣</p>	<p>(5) 関連団体とのネットワークの構築・連携事業</p> <p>1. 国内外を問わず関連する各種団体との交流や連携によって、助成財団等の活動を正しく理解してもらい、また情報交換を通して財団活動の向上に役立つ情報の収集や社会ニーズの把握に努め、助成財団等の活動の向上に生かして行くものであり、民間公益活動の発展に寄与することを目的とし、不特定多数の者の利益の増進に寄与する。</p> <p>具体的には、関連団体や組織の役員や会員として活動に参加</p>

<p>旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>し、ネットワークの拡大や情報の収集等に努めている。</p> <p>2. 本事業により収集された情報や構築されたネットワークは、当センターの研修事業や部会事業、ホームページ等の広報事業を通して活用され、助成財団等の活動の向上に寄与すると同時に助成財団等に関わる不特定多数の者に対するサービスの向上を通して受益の機会は一般に開かれている。</p>
<p>（18）上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>（6）ホームページサービス事業</p> <p>1. 誰でも閲覧可能なインターネットによる助成財団等の情報公開の重要性に鑑み、それを促進するために個別財団のホームページの開設、データ更新を含むメンテナンスの支援を行なっている。この事業は、個別の助成財団がホームページを立上げる際の支援を行ない、あわせて当センターのデータベースに保有している当該助成財団の過去の助成決定情報等のデータを、ホームページに転用することでコンテンツの作成に活用するサービスが特徴となっている。当該団体のホームページから過去の助成先・助成内容等の情報が閲覧できるよう利用者の便を図っている。この事業は民間公益活動の発展に寄与することを目的として不特定多数の者の利益増進に寄与している。</p> <p>2. ア. 本事業の内容については、当センターのホームページ上でその内容を詳細に掲載し周知を図っており、またその利用料金も営利企業の同種料金に比べ格段に低廉になっている。</p> <p>本事業によりホームページを持つ助成財団が増加することで、当該団体の団体概要や助成事業の内容、これまでの助成結果情報等の公開が進むことになり、受益の機会は一般により開かれていく。</p> <p>イ. 本事業は、開設時のページ作成及びサーバ管理を当該分野の専門企業に委託し、事業の質の確保に努めている。</p>

**〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）**

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

## 2. 個別の事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	公益目的事業比率
公2	助成財団等に関する情報・資料・データの収集、整備を行う事業	16.22 %

#### 〔1〕事業の概要について(注1)

(事業の内容)

##### (1) 情報整備事業

わが国には、助成財団等に関する公的な統計データが存在しないため、1988年の当センター設立以来、毎年1回独自のアンケート調査等により、助成財団等を対象として個々の団体の設立経緯・組織概要・会計・助成等事業の概要・助成実績などの情報を継続的に収集し整備・蓄積している事業である。その総数は、何らかのデータを保有している団体を含め約3,100団体となっている。

また、毎年調査を実施する対象団体は約2,700団体で、継続的にデータを収集している団体数は、主要な助成財団を中心に1,240団体である。(地域限定の事業を行なう小規模助成財団の保有データは少ない)

収集した情報は、助成財団等のデータベースとして毎年更新され一括管理のもとで蓄積されており、助成財団等に限ったデータベースとしてはわが国唯一の貴重なものとなっている。

データベースのデータは各種出版物等の発行を始め、当センターの他の全ての事業活動の基となるものであり、ホームページ上で公開し、必要な助成団体情報や助成公募情報を無償で検索できるシステムの基礎データともなっている。

またデータベースのデータを必要に応じて加工・整備し、外部機関(国立情報学研究所、科学技術振興機構等)へ有償で提供し、同機関のホームページ等を通じて広く一般に公開し閲覧されており、その基礎データともなっている。

上記情報収集の他、民間公益活動や助成事業、個別助成団体に関連した必要な文献も国内外から収集し、資料室に所蔵し訪問者が自由に閲覧出来るよう公開している。

(事業実施のための財源)

データの外部機関への有償提供で対価を得ているものの、それにより事業費のすべては賄えないので残額は受取会費・特定基本財産運用益から充当している。

#### 〔2〕事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条第2項
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記入した事業の種類に該当すると考える理由を記入して下さい。)	
14	本事業は、助成財団等に関する情報・資料・データを収集して整理し、助成財団等の分野としては国内唯一といえるデータベースを構築する事業であり、このデータを活用し助成財団等の情報を広く社会一般に公開し利用してもらうための基礎となることから、事業の種類別表14号の後段「その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。	
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記入してください(注2)。)		
チェックポイント事業区分	チェック	

	ポイントに該当する旨の説明	
<p>(6)調査、資料収集</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(1)情報整備事業について</p> <p>1. この事業は助成財団等に関する情報・資料・データを広く社会に公開し、民間公益活動の発展に寄与することを目的として収集・整理・蓄積するものであり、またそのデータベースは当センターの全ての事業の基として活用されることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与する。このことは定款に記載し明らかにしている。</p> <p>2. この事業により収集し蓄積された情報を基とし、整理・加工された情報はホームページを通して誰でも見ることができるように検索機能を付けて公開しており、助成募集の情報等を必要とする者には大変役立っている。</p> <p>また、出版物による情報提供も本データを基礎として活用しており、外部からの助成相談等に対しても本データをベースに積極的に情報提供をしている。</p> <p>また、国内外から収集した助成財団等に関する文献・資料等は資料室で誰でも閲覧できるように公開している。</p> <p>3. 調査からデータベース作成までは、精通した当センター職員が一貫して担当し20年間の実績を有しており、専門性・信頼性は高い。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p>	<p>その他説明事項</p>	

<p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	
--	--

**〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)**

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	



## 2. 個別の事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	公益目的事業比率	
公3	助成財団等に関する情報を出版物等により提供を行う事業	22.8	%

#### 〔1〕事業の概要について(注1)

(事業の内容)

##### (1) 情報提供事業

助成財団等に関する情報を社会一般の利用に広く供するために情報を提供する事業を行っている。これは調査・研究結果及び蓄積された情報を基にして各種出版物を発行しており、助成金等を必要とする者の利用に供している。特に、個々の助成財団等の概要やその助成事業の紹介を主体として継続発行している次の出版物は、国内において類書は見かけられず大変貴重なものとなっており各方面で利用されている。

1. 助成団体要覧：我が国の助成財団等に関する唯一のダイレクトリーとして個別団体の組織概要、会計情報、助成事業概要等を掲載している。また、保有データを基に分析したわが国における助成財団等の現状に関する最新統計情報を掲載している。

(2年に1回、1,500部を発行)

2. 助成金応募ガイド(研究者向け)：各財団の公募助成情報の中から、研究者向けの公募助成情報を抽出し、分野別(自然科学・人文科学・複合・奨学金)に掲載したもの。巻頭には「助成金応募の手引き」や「最近の競争的資金の傾向」等を掲載して利用者の参考に供している。(1年に1回、1,300部発行)

3. 助成金応募ガイド(NPO・市民活動向け)：各財団の公募助成情報の中から、NPO・市民活動向けの情報を抽出し、分野別(福祉・文化・環境・国際等)、事業地域別(全国及び地域別)に掲載したもの。また、主要財団の過去の助成事例(助成課題名・助成対象者名)を掲載し、助成を希望する者にとって個別助成財団の助成傾向を把握する資料として活用してもらっている。巻頭には、助成金応募の手引きを掲載し、助成財団の探し方、助成申請書の作成ポイント等を掲載して利用者の参考に供している。

(1年に1回、1,300部発行)。

あわせて、これらの情報はホームページに掲載し、検索機能を付加することにより見やすい形式で広く社会一般に公開、提供している。

4. 「民間助成イノベーション 制度改革後の助成財団のビジョン」(山岡義典氏他共著)の発刊

当センターの20周年事業の一環として、これまで集積してきたデータ・資料を分析し、制度改革を迎えた助成財団の今後向かうべき方向や助成事業分野ごとの今後の課題等について、外部有識者や当センターの役職員が中心となってまとめ提言を行なっている。

(事業実施のための財源)

出版物は販売して対価を得ているものの、それ以外の情報提供は無料であり事業費をすべては賄えないので残額は受取会費・基本財産運用益から充当している。

## 〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		第4条第2項
事業の種類 （別表の号）	（本事業が、左欄に記入した事業の種類に該当すると考える理由を記入して下さい。）	
14	本事業は、助成財団等に関する情報を社会一般の利用に供するもので、助成財団等の調査結果や蓄積した情報（データベース）の分析情報を掲載した出版物等を発行し、また誰でも利用できるホームページへの掲載を通じて一般へ広く情報提供することは、事業の種類別表14号の後段「その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。	
（本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記入してください(注2)。）		
チェックポイント事業区分	チェックポイントに該当する旨の説明	
区分ごとのチェックポイント		
	その他説明事項	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	(1) 情報提供事業について	
<p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>1. 助成財団等に関する情報を出版物やホームページに掲載することにより社会一般の利用に供するもので、民間公益活動の発展に寄与することを目的としており、不特定多数の者の利益増進に寄与する。</p> <p>2. ア. 調査に基づくデータベースを活用して発行する助成に関する出版物は、ニーズに合わせて内容を充実させ、使い勝手の良い編集を心掛けている。助成に関する参考情報も掲載し広く一般に提供し利用者の便を図っている。</p> <p>またホームページでは、個別助成団体や公募情報に関する情報・データを掲載し、検索機能を付加して利用者の便を図る等、助成情報を必要としている不特定多数の者が利用することができる。収集したデータを分析し毎年発表する「日本の助成財団の現状」は、助成財団に関する希少な分析資料として財団関係者はじめ研究者等各方面で活用されている。</p>	

	<p>以上の情報・データは誰でも利用できる環境にあり、受益の機会は広く開かれている。</p> <p>イ． 提供する情報・データは精通した当センターの専任職員が毎年更新作業にあたり、内容の充実、質の確保に努めている。</p> <p>その他説明事項</p>
--	--

**〔 3 〕 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）**

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

## 2. 個別の事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	公益目的事業比率	
公4	助成財団等に関する調査・研究及び提言を行う事業	4.96	%

#### 〔1〕事業の概要について(注1)

(事業の内容)

助成財団等に関する次の事業を行っている。

##### (1) 調査・研究事業

助成財団等に直面した諸問題の調査及び蓄積している情報(データベース)等を基に研究・分析を行う。直近の調査例としては、大学の研究者に助成する研究助成金に対する大学サイドの取扱い問題(いわゆる大学の間接経費・オーバーヘッド問題)について、全国の国公立大学と主だった私立大学を対象に調査を実施し、結果をまとめて各大学に対して民間助成金の取扱いに関する申し入れを行なってきた。

##### (2) 提言活動

諸問題についての調査結果及び意見・疑問を集約し、助成財団等を代表して提言や意見を発表する。直近では、制度改革が進捗する中で、節目で求められるパブリックコメントについて助成財団の立場から意見を取りまとめ意見書を提出してきた。これらの内容は、ホームページに掲載しメールマガジン等で公開している。

また、当センターの20周年事業の一環として、これまで集積してきたデータ・資料を分析し、制度改革を迎えた助成財団の今後向かうべき方向や助成事業分野ごとの今後の課題等について、外部有識者や当センターの役職員が中心となって提言をまとめた。

この提言は「民間助成イノベーション 制度改革後の助成財団のビジョン」(助成財団センター編)として発刊している。

(事業実施のための財源)

対価を得ておらず、事業費は受取会費・基本財産運用益で賄っている。

#### 〔2〕事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条第3項
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記入した事業の種類に該当すると考える理由を記入して下さい。)	
14	本事業は、助成財団等に直面した諸問題の調査及び蓄積している情報(データベース)等を基に研究・分析を行い、その結果を社会一般や助成財団等の関係者に供することで、民間公益活動の発展に寄与するものであり、事業の種類別表14号後段の「その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記入してください(注2)。)	
チェックポイント事業区分	チェックポイントに該当する旨の説明
<p>(6) 調査、資料収集</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(1) 調査・研究事業</p> <p>1. データベースの情報、または助成財団等に関する特有の問題・課題を調査研究・分析してホームページ・出版物等で結果を公表することにより、助成財団等の実態を明らかにするものである。この事業は、特定の団体の利益を図るものではなく、助成財団等の運営、事業の向上に資するものであり、ひいては助成を希望する一般の受益に繋がる。当事業は民間公益活動の発展に寄与することを目的としており、不特定多数の者の利益増進に寄与する。このことは定款に記載し明らかにしている。</p> <p>2. 調査名称や結果はホームページ・広報誌・出版物等により公表、外部問い合わせに対しては積極的に応じている。</p> <p>3. 事業の内容によっては、必要に応じてプロジェクトチームを組織し、該当分野での有識者に参加してもらい内容を高めている。助成財団等に関する知識等を豊富に備えている当センターの役職員が関わることもあり、また事務局も務める。</p>
	その他説明事項
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなってい</p>	<p>(2) 提言活動</p> <p>1. 助成財団等を取り巻く環境の改善や財団活動の向上を促進するために有益な意見を取りまとめ、助成財団等の関係者及び関係官庁並びに一般社会に提言するもので、民間公益活動の発展に寄与することを目的としており、不特定多数の者の利益増進に寄与する。</p> <p>2. ア. 助成財団等の関係者及び一般社会にとって有益な提言や意見を取りまとめ公表することは、民間公益活動の発展に寄与することを目的としており、その受益の機会が一般に開かれていることになる。</p> <p>イ. 事業を遂行するに際し、助成財団等に関する知識等を豊富に備えている役職員が参画し、必要に応じて外部有識者の参加を求め、意見を聴取することで事業の質を確保している。</p>

<p>るか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア~エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>その他説明事項</p>
---	----------------

**〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)**

<p>許認可等の名称</p>	
<p>根拠法令</p>	
<p>許認可等行政機関</p>	

## 2. 個別の事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	公益目的事業比率	
公5	助成財団等の活動に関する啓発を行う事業	7.97	%

#### 〔1〕事業の概要について(注1)

(事業の内容)

助成財団等に関する社会的理解を促進するため、以下の事業により啓発を実施している。

(1) 広報誌発行：助成活動のオピニオン誌として、提言や意見、助成財団等の動向、調査結果や統計データを掲載する。

年に4回発行、毎回1,700部作成し全国の助成財団等の団体、全国のNPO支援センター、マスコミ他関係団体、個人に送付している。

(2) メールマガジン配信：助成財団等の活動に関係した迅速性を要する有益な情報を随時配信する。年間15回程度を毎回約400名に配信する。

(3) ホームページ情報発信：常時掲載の情報の他、最新の助成公募情報、当センターや助成財団等の最新活動情報、制度改革関連情報等を随時発信する。年間ページビューは300万件を超えている。

(事業実施のための財源)

対価を得ておらず、事業費は受取会費・基本財産運用益で賄っている。

#### 〔2〕事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条第4項
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記入した事業の種類に該当すると考える理由を記入して下さい。)	
14	本事業は、助成財団等の役割及び活動について社会的理解を促進するもので、広報誌・メールマガジン・ホームページ等の各種媒体を通して周知を図ることは、事業の種類別表14後段の「その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。	
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記入してください(注2)。)		
チェックポイント事業区分	チェックポイントに該当する旨の説明	
区分ごとのチェックポイント		

	<table border="1"> <tr> <td>その他説明事項</td> <td></td> </tr> </table>	その他説明事項	
その他説明事項			
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1. 一般社会に広く理解され、周知されているとは言い難い助成財団等の存在意義や役割、その活動内容を様々な媒体を通して一般社会の理解の促進を図ろうとするもので、民間公益活動の発展に寄与することを目的としており、不特定多数の者の利益増進に寄与する。</p> <p>2. ア. ホームページは誰でも見ることができ、広報誌は希望者へ無料配布、メールマガジンは希望する助成財団等の関係者に配信しており、受益の機会 は広く開かれている。</p> <p>イ. 事業を遂行する役職員は助成財団等に関する知識等を豊富に備えている。また適宜有識者に執筆等を依頼することで啓発内容の質を高めている。</p> <p>その他説明事項</p>		
<p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>			

**〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）**

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	